

「第二期柏市子ども・子育て支援事業計画」 の概要について

令和2年度第1回柏市子ども・子育て会議
【書面開催】
(令和2年7月20日(月))

「第二期柏市子ども・子育て支援事業計画」策定経過

平成30年7月 第二期柏市子ども・子育て支援事業計画の策定準備

平成30年7月～令和2年3月 「柏市子ども・子育て会議」にて計画について審議(計11回)

平成30年11～平成31年1月

「第二期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」を実施

令和2年3月 「第二期柏市子ども・子育て支援事業計画」策定

計画期間は令和2年(2020年)～令和6年(2024年)までの5年間となります。

子ども・子育て支援事業計画に規定する事項

子ども・子育て支援法第61条(抜粋)

①市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

計画期間を5年とする
子ども・子育て支援事業
計画の策定

②市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の**特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数**(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定**地域型保育事業所**(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る**必要利用定員総数**(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)**その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期**

教育・保育施設などの利用
定員数、量の見込みと
確保方策

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の**地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期**

地域子ども・子育て支援
事業の量の見込みと確保
方策

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

③市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

④市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における**子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。**

子どもの数や、保護者の施設・事業の利用意向などを勘案して作成
⇒人口推計、ニーズ調査等

⑦市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第77条(抜粋)

① 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

② 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

③ 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

教育・保育施設、地域型
保育事業の利用定員の設
定

計画の策定・見直し、点
検、評価

第二期計画の施策体系と関連計画

柏市総合計画

部門計画として位置付け

第二期柏市子ども・子育て支援事業計画

施策体系

3 施策体系

基本理念

すべての子どもの幸せを
ともに 守り育てるまち かしわ

施策展開の方向1

親子が社会へつながる一歩を踏み出せる
環境をつくる

- 施策1-(1) 子育て・親育ちの環境づくり
- 施策1-(2) 情報提供・相談体制の充実

施策展開の方向2

子どもを多くの目と手で育てる支援体制や地域
環境をつくる

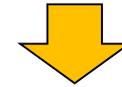
- 施策2-(1) 子育て支援ネットワーク活動の支援
- 施策2-(2) 教育・保育の計画的整備・提供
- 施策2-(3) 教育・保育の質の確保・向上
- 施策2-(4) 子育て家庭の負担へのサポート
- 施策2-(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策展開の方向3

一人ひとりが大切に育てられるよう、
きめ細かい支援を行う

- 施策3-(1) 児童虐待の防止
- 施策3-(2) 障害のある子どもへの支援
- 施策3-(3) ひとり親家庭の自立支援
- 施策3-(4) さまざまな環境にある子どもへの支援

整合性を図っている
別の部門計画等



柏市地域健康福祉計画

柏市教育振興計画

柏市生涯学習推進計画

ノーマライゼーションかしわ
プラン

柏市男女共同参画推進計画

柏市放課後子ども総合プラン

柏市母子保健計画

柏市ひとり親家庭等自立
促進計画

柏市こどもの貧困対策推
進計画

※その他、関わりのある計
画とも整合を図り策定